

地方における鉄道ネットワークの維持を求める意見書（案）

鉄道は、全国を結ぶ基幹的な公共交通機関であり、社会的、経済的に重要な社会基盤である。そして、全国の鉄道ネットワークとつながる地方の鉄道路線は、地域住民の通勤、通学をはじめとする日常生活や、観光などの地域経済を支える大事な役割を担っている。

しかし、人口減少や自家用車の普及などに伴い、鉄道の利用者は減少傾向であり、加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに鉄道の利用者数は大幅に減少し、鉄道の経営環境は厳しいものとなっている。

こうした中、令和4年4月11日に、西日本旅客鉄道株式会社から、輸送密度が1日当たり2000人未満の線区における収支などの公表があり、自治体を含む地域の関係者と、地域旅客運送サービスの確保に関する議論や検討を幅広く行いたい旨の表明がなされたところである。

西日本旅客鉄道株式会社については、日本国有鉄道が民営化される際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されたものであるため、現状において、民営化当時に想定された事業構造が維持できないのであれば、鉄道の在り方そのものに立ち返って議論し、地方における鉄道ネットワークを維持するための新たなルールづくりが必要である。

よって、国におかれては、地方における鉄道ネットワーク維持のため、下記の事項について格段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国土の均衡ある発展などの観点から、国の交通政策の根幹としての地方における鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと。
- 2 鉄道事業者により区間毎の収支や採算性だけで存廃の検討がなされないよう、事業全体で資源配分をするルールづくりや、路線の廃止などの際に地域の実情が反映されるよう、鉄道事業法の手続の見直しを行うこと。
- 3 鉄道事業者や鉄道の維持・活性化を図っている地方自治体に対し、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣